

市民課・支所・駅前行政センター・市役所連絡室のご案内

みなさんが日常生活の中で必要とする手続きができる窓口を紹介します。



市民課の窓口業務

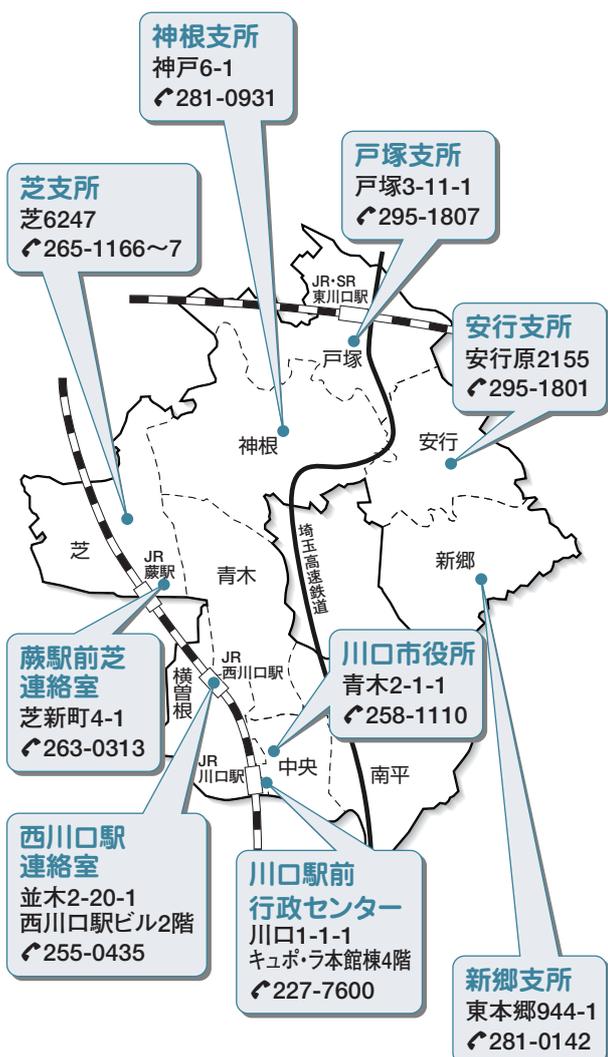
- 戸籍謄抄本（全部および個人事項証明書）・住民票の写しの交付（広域交付含む）●転入・転出・転居・世帯変更・出生・死亡・死産・婚姻・離婚・養子縁組・養子離縁の各届 ●印鑑登録（外国籍のかたは、市民課での手続きとなります）・印鑑登録証明書の交付 ●自動車臨時運行許可 ●母子健康手帳の交付 ●住民基本台帳カードの交付 ●外国人登録原票記載事項証明書の交付

- 外国人登録 ●公的個人認証サービスの電子証明書の発行受付

その他の業務

- 国民健康保険の加入・脱退・変更 ●出産育児一時金・葬祭費 ●退職者医療 ●後期高齢者医療 ●乳幼児医療費 ●国民年金 ●児童手当 ●交通災害・学童等災害共済加入受付・見舞金請求受付 ●県収入証紙の販売 ●犬の登録・狂犬病予防注射済票の交付 ●税証明書の交付 ●市税その他の収入金の収納 ●川口市廃棄物（粗大ごみ）処理手数料納付券取扱 ●市営葬祭事業

お近くの支所・駅前行政センター窓口でも手続きが行えます。



注意

◆平日17時以降と土、日曜・祝日に取り扱いできないもの：外国人登録原票記載事項証明、広域交付住民票、公的個人認証サービス、戸籍の届出後3カ月以上経過していないかたの身分証明書、不在証明、改製原戸籍附票、そのほか機関への照会を伴う手続き

西川口駅・蕨駅前の市役所連絡室

戸籍謄抄本・住民票の写しの交付、印鑑登録証明書の交付、納期内市税の収納など、支所で取り扱う業務のうち一部の業務。
 利用時間：平日 8時30分～19時
 休所日：土・日・祝日、12月29日～1月3日

駅前ワンストップ総合窓口 川口駅前行政センター

支所で取り扱う業務や公的個人認証など約170の業務を取り扱います。ただし、自動車臨時運行許可・市営葬祭事業は取り扱いをしていません。
 利用時間：平日 8時30分～20時
 土・日・祝日 8時30分～17時
 休所日：12月29日～1月3日

住民異動（転入・転居）・戸籍届出（出生・死亡）されるかたへ

届出期間は住民基本台帳法および戸籍法で定められています。届出期間を過ぎると、簡易裁判所から過料が課せられる場合がありますので、ご注意ください。

- 転入・転居…住み始めてから14日以内
- 出生届…生まれた日から14日以内(生まれた日を含める)
- 死亡届…死亡の事実を知った日から7日以内

住民基本台帳カード交付のご案内

顔写真入り(住所・氏名・生年月日表記)のカードは、公的な身分証明書として、利用できます(一部例外もあります。また、有効期間は発行の日から10年間です)。

申請できる人…川口市に住居登録しているかた(日本国籍のかた)
 交付手数料…500円(市役所連絡室では、取り扱っていません)

問い合わせ…市民課